# 大田区立蒲田小学校 いじめ防止基本方針

令和3年9月30日 改訂

# はじめに

「いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害し、その生命・身体・心情に重大な危機を生じさせる可能性があり、絶対に許すことのできない行為であり、どの学校でも、どの学級にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が、楽しく豊かな学校生活が送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題について組織的な未然防止、早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策推進法第13条及び大田区いじめ防止対策推進条例第11条、大田区いじめ防止基本方針等の規定に基づき、本校児童に関わるいじめ問題の予防及び解決のための対策を、組織的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

### 1 目的

児童の心身の健全な育成を図るとともに、安全・安心な学校生活を保障する目的のもと、いじめの未然防止に向けた人間関係作り、早期発見、早期対応等のいじめの予防及び解決のための対策を組織的かつ効果的に推進することで、「いじめを許さない学校」を実現する。

### 2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」は、いじめを受けた児童の人権を侵害し、その生命・身体・心情に重大な 危機を生じさせる可能性があるだけでなく、「いじめ」の被害者、加害者ともに、その心 身の健全な成長及び人格の形成等に重大な悪影響を与えるものである。

学校は、「いじめ」を訴えた児童、被害を受けた児童の立場に立ち、この「いじめ」の 定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守ることを最優先として児童、保 護者の話を傾聴するとともに、組織的に事実関係を確認し、対応する。

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

### 3 いじめ防止のための基本的な姿勢

- ○いじめ対策を最重要の教育課題として、「学校いじめ対策委員会」を中心に、組織的に 未然防止、早期発見、早期対応の取組を進める。
- ○すべての教職員が、「いじめ防止基本方針」の内容や「学校いじめ対策委員会」の役割等を理解するとともに、保護者、地域へも周知を図り、関係者の共通理解のもとでい じめ防止対策を行う。
- ○いじめ事案については、関係保護者への報告、説明を確実に行いながら対応するとと もに、児童の個人情報の扱いに十分配慮したうえで、情報共有シート等を活用し、教 職員で情報を共有する。
- ○「道徳教育」の推進や「いじめに関する授業」「SOSの出し方に関する授業」等を計画的に実施し、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ○「教員研修」や日頃の生活指導を徹底し、児童、教職員の人権感覚を高める。
- ○日頃から児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築き、 児童や保護者、地域、関係機関からの情報を収集し対応する。
- ○「学校評価」においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調 査、教職員による評価を行い、取組の改善に生かす。

### 4 いじめ防止のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

いじめの防止及び解決を効果的に推進するため、校長、副校長、生活指導主任、養 護教諭、スクールカウンセラー等を構成員とする「学校いじめ対策委員会」(以下、「委 員会」という。)を設置する。委員会では、以下の活動を行う。

- ① いじめの未然防止に向けた指導計画等の策定等
- ② いじめの早期発見に向けた意識調査・面談等の計画、実施及び分析等
- ③ いじめの早期対応に向けた、教員からの聴取及び対応策の検討等
- ④ 重篤ないじめの解消に向けた、教育委員会、警察等の関係機関との連携等

### (2) 対応会議

いじめが発生した場合には、委員会に、関係児童の在籍する学年主任及び学級担任 を加えた「対応会議」を設定し、いじめ問題の解決まで随時開催して、情報の共有や 解決策の検討及び関係児童・保護者等への対応にあたる。

# 5 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

### (1) いじめの未然防止

- ・学級、学年、異年齢集団の活発な交流を図り、望ましい人間関係作りを進め、児童 等が互いに認め合い尊重する態度を育成する。
- ・児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるよう

な学級づくりを行う。

- ・日常の授業において、児童同士の話し合い活動を設定し、合意形成や意思決定の力 を高めるとともに、学級や集団のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ・児童用タブレット端末をはじめとした I C T 活用にかかわる指導や「セーフティ教室」等において、インターネットを通じたいじめ等の防止を啓発し、児童のネットリテラシーを高める。
- ・年 3 回以上の「いじめに関する授業」実施をはじめとして学級活動、道徳の授業、 生活指導等、教育のあらゆる機会を通じて、いじめ行為は絶対に許されないという 意識の浸透を図る。
- ・児童等が「いじめ問題」について考え、いじめ防止を図る等の機会を設定し、児童がいじめの予防及び解決のために主体的に行動できる能力を高める。その際、「いじめを見て見ないふりをすることはいじめをしていることにつながる」ことや「いじめ」を見たら、勇気をもって担任の先生をはじめ先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さ、いじめの情報を知らせることは決して悪いことではないこと等を併せて指導する。
- ・学校だより、学校ホームページ、講演会等で積極的な情報発信を進め、家庭、地域 等の「いじめ問題」についての意識を高め、いじめ防止のための連携を強化する。
- ・年3回以上の「いじめ防止にかかわる校内研修」を実施し、教職員の「いじめ問題」 に対する意識及び対応能力等の資質・能力を高める。
- ・児童一人一人の変化に気付くことができるよう、教職員自身が「鋭敏な感覚」をも ち、児童の様子を観察できるよう努めるとともに、児童や保護者からの話を親身に なって聴く姿勢をもつ。
- ・「いじめの構造」やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、教職員自身の人権感覚を磨き、自己の言動に注意して児童を指導する。

### (2) いじめの早期発見

- ・日常から児童等の観察をきめ細かに行い、児童等の心情及び人間関係の状況や変化 についての情報収集に努める。
- ・児童間のあだ名や悪口、不必要な身体接触等の人権を侵害する行為を見逃さず、適 宜、必要な指導を行う。
- ・児童・保護者等との良好な関係作りを進め、いじめを訴えやすい環境を整備することに努める。
- ・「SOSの出し方の授業」等を通じて、不安や悩みがある場合は、些細なことでも教職員や保護者に相談ができるよう指導する。
- ・年 3 回以上の質問紙による生活状況調査等を行うとともに、担任教諭やスクールカウンセラー等による面談を定期的に実施し、いじめの早期発見とともに、いじめに繋がる児童等の心情や人間関係等の把握を行う。
- ・担任、スクールカウンセラーによる教育相談を始めとして、養護教諭、管理職等が 常に児童・保護者等の相談に応えられる相談体制を整備し、児童・保護者等に周知 することで、いじめを訴えやすい学校環境を実現する。

- ・生活指導情報の報告会を定期的に開催し、いじめ及びいじめに繋がる情報を、教職 員が共有する。
- ・地域関係者、児童館等との交流、警察、児童相談所等の関係機関との連携を活発に 行い、学校外におけるいじめ及びいじめに繋がる情報の収集に努める。
- ・保護者会、面談等の機会を通じて、保護者に「いじめ発見・対応のポイント」等を 周知し、家庭における早期発見と適切な支援・指導が行われるよう努める。

### (3) いじめの早期対応

いじめの発見、報告等を受けた場合、「いじめ対応のフローチャート」(別紙)に沿って、組織的な対応を行う。

### ①関係児童等への対応

- ・いじめの発見、報告を受けた教職員は、速やかに管理職等に報告し、委員会が対応 の方針を決定する。
- ・いじめの対応にあたっては、被害を訴えた児童等(情報を知らせた児童を含む)からの事情聴取を最優先に行い、具体的な状況及び当該児童等の心情を十分に把握すると共に、被害を訴えた児童等の安全及び落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・加害とされた児童等への対応にあたっては、被害を訴えた児童等の事情聴取を基として、被害児童保護者の要望等も踏まえた上で、具体的な状況の確認を行うとともに、いじめは許されないとする立場に立って、必要な指導を行う。
- ・関係児童等の聴取で具体的な状況の確認が不十分である場合は、必要に応じて状況 を知る他の児童等からの事情聴取を行い、具体的な事実の確認に基づいて指導を行 う。
- ・関係児童等の保護者に対しては、事実及び指導の報告を行い、理解を得るとともに、 家庭における支援・指導等について助言し、保護者の協力を求める。
- ・区教育委員会への報告を行うとともに、必要に応じて、区教育委員会を始めとする 関係諸機関や専門家等と連携して対応する。

# ②再発防止の対応

- ・関係児童間、保護者間等で謝罪が行われたこと等をもって安易にいじめの解消とせず、少なくとも3か月程度の期間はいじめ行為が停止していることを確認した上で解消と判断する。
- ・関係児童が在籍する学級児童等、いじめを見ていた児童等に対して、いじめを自分 の問題として捉えるための指導、いじめを根絶するための行動をする指導等を行う。
- ・関係児童間の状況を十分に見守り、迅速な改善が図られるよう指導・支援する。
- 全校でいじめの未然防止に関わる取組を強化する。
- ・「学校だより」、保護者会等の機会を通じて、保護者等との情報共有を図るとともに、 再発防止に向けた取組への協力を求める。

### (4) 重大事態への対応

- ・被害を訴えた児童等の安全及び落ち着いて教育が受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を関係保護者に伝えるとともに、解決のために連携して取り組む。
- ・必要に応じて、被害を訴えた児童及び保護者等への心理的ケアを実施する。
- ・区教育委員会への報告を行うとともに、必要に応じて、区教育委員会を始めとする 関係諸機関や専門家等と連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として扱われるべきと認められる事案(傷害・恐喝等)について は、警察との連携による対処を行う。
- ・被害を訴えた児童等の教育が受けられる環境を確保するため、必要に応じて、加害 児童の出席停止にかかる手続きを行う。
- ・重大事態発生に伴って実施される関係機関の調査等に協力する。

※本基本方針における重大事態とは、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている時」(「いじめ防止対策推進法」第28条)をいい、具体的には、外傷を生じる暴力行為や金品の略取、大集団によるいじめ行為、長期的ないじめ行為、いじめ行為を原因とした不登校などが該当する。